○農林水産省告示第五百二十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十九年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年四月四日

農林水産大臣　山本　有二

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

観海寺川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県別府市大字南立石

字堂ノ上　二三八〇番一　一号から三号まで

二三九二番　十号

二三九〇番　十一号及び十二号

字鳥越　二四一三番三　四号から七号まで

二四一二番一　八号及び九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した上野川に掲げた土地の区域を除く。）

大分県日田市大山町西大山

字川平　六一八〇番一　一号及び二号

六一八一番　四号

六一八三番一　五号及び六号

字森ノ向　六三二九番一　三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志谷川三号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

大分県日田市前津江町柚木

字花籠　八二四番三及び八三一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千三百二十九号で指定した志谷川に掲げた土地の区域を除く。）

大分県日田市前津江町柚木

字志谷　九六四番一　一号及び二号

字花籠　八四二番二　三号及び四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱五号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千三百二十九号で指定した志谷川に掲げた土地の区域を除く。）

大分県日田市前津江町柚木

字宇曽河内　一〇一〇番　五号

字茸木　一〇一四番　六号

字花籠　八〇九番一　七号及び八号

八一四番　九号及び十号

八二六番一　十八号及び十九号

八一九番三　二十号及び二十一号

八二四番八　二十二号

八二三番二　二十三号

八二〇番　二十四号

字ハゲント　八六四番三　十一号から十三号まで

八六五番　十四号から十七号まで

○東北地方整備局告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十五号　陸前高田市気仙町字木場九二番一から同市米崎町字沼田二九番一まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

〃　〃　岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一六番一から同村第一一地割字柏木平六番まで　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十一日

○北陸地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　百十六号　新潟市西蒲区中郷屋字フケ六四九番二から同市西蒲区真田字下り一二一九番一まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月五日

○近畿地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

近畿地方整備局長　池田　豊人